

令和元年台風第19号により被災された方に対する各種手数料の免除のお知らせ

被災された皆様方に対しまして心よりお見舞い申し上げます。

令和2年1月8日
栃木県警察本部

公安委員会または警察署長に対する各種申請にかかる手数料について、下記により免除します。

記

1 対象者

令和元年台風第19号の被害により災害救助法の適用を受けた県内21市町の居住者のうち、同台風により被災された方（21市町：宇都宮市、小山市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、下野市、上三川町、茂木町、市貝町、壬生町、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町、那須烏山市）

2 免除となる期間

令和元年10月12日から令和2年3月31日までの間

3 免除の対象となる手数料の名称及び額

別表のとおり

4 免除申請に必要な書類

(1) 手数料免除申請書（警察署、栃木県運転免許センターの窓口でお受け取りください。）

(2) 市町役場が発行するり災（被災）証明書（市町役場での発行基準は、各市町にお問い合わせください。）

(3) てん末書（市町役場で、り災（被災）証明書が発行されない場合。）

※てん末書の場合は、被災状況がわかる写真等をお持ちください。

(4) 認印

5 手数料を既に納付されている場合

免除対象者が免除の対象となる手数料を既に納付されている場合は、納付した手数料の還付を請求することができます。

(1) 還付請求場所

再交付等の申請を行った窓口（警察署または栃木県運転免許センター）

(2) 還付申請に必要な書類

ア 収入証紙過誤納付還付請求書

イ 上記4に記載の書類

(3) 還付の方法

還付金については、後日口座振込みとなりますので、本人名義の預（貯）金通帳もしくはキャッシュカードまたは金融機関名、支店名、口座種目及び口座番号が判るものを持参してください。

6 問い合わせ先

運転免許に関する各種申請については栃木県運転免許センター（0289-76-0110）に、その他の申請については最寄りの警察署にお尋ねください。

7 申請受付時間

栃木県運転免許センター、警察署ともに平日（土日祝日を除く）の午前8時30分～午後5時15分までとなります。